

際、我々のデータにおいても、母親の世帯構成、就労状況、育児効力感、抑うつ傾向の有無によって、育児サポート得点に有意な差が認められている。本研究では、対象者全体における育児サポートの育児自己効力感および精神的健康に与える平均的な効果の検討に主眼を置いているため、これ以上の検討をおこなっていないが、今後、母親がもつ育児サポートネットワークとそれを通じて提供されるサポートの効果についてさらなる理解を深めるために、母親が置かれているさまざまな状況（例えば、世帯構成や就労状況など）を考慮に入れた詳細な検討が必要であろう。

#### E. 結論

本研究の結果は、働く母親の就労形態によって、仕事から家庭への NSP に関連する職場・職務特性が異なること、また母親の育児自己効力感や精神的健康の維持・改善には夫や友人、実親といった母親にとって最も近い存在からの育児サポートが有効であることが示唆された。本調査研究は一地域を対象としており、得られた結果の一般化には限界があるものの、本研究で得られた結果は、働く母親のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援を考えていく上で、また、母親を取り巻く育児サポートネットワークの構造を考慮した社会環境整備に向けて、有益な示唆を与えるものであったといえる。

#### F. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G. 知的所有権の取得状況 なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

少子化関連施策の効果と出生率の見通しに関する研究：  
次世代育成支援対策に関する自治体調査

分担研究者 安藏伸治（明治大学政治経済学部教授）

研究概要

本研究は、2001年に実施した「少子化の見通しに関する専門家調査」（厚生労働科学研究費「少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究」（課題番号H11-政策-009）にて実施）をもとに、平成18年度は、厚生労働科学研究費「少子化関連施策の効果と出生率の見通しに関する研究」（主任研究者・高橋重郷、課題番号H17-政策-017）を実施した。その際、研究プロジェクトとして「少子化研究会」（分担研究者：安藏伸治を座長）を結成した。そのチームのもと、平成17年度と平成18年度に「少子化の見通しと少子化対策評価に関する有識者デルファイ調査」人口、経済、家族、医療、公衆衛生などの専門家に、少子化のこれからの動向と、さらにどのような政策課題が少子化対策として望ましいかということを質した調査を二度実施した。

これらの成果を踏まえ、今年度は住民にもっとも近い現場で次世代育成支援対策を実施している全国の市町村および特別行政区を対象として、人口や出生率の動向、実施している関連施策の内容等を質問し、「次世代育成支援対策に関する自治体調査」を実施した。これにより、今後の施策展開にあたって基礎資料を作成することを意図した。また、地域の人口動向と政策の関連や、次世代育成支援対策のあり方について分析・比較検証し、自治体にとっての有効な対策をとりまとめ、政策提言することを目的とした。

本調査は、2007年11月1日（木）～2008年2月29日（金）の期間に郵送法によって行った。全国1,798市町村と23特別行政区を調査対象として、発送数は1,821票であったが、返送された有効票は1,058票、有効回収率は58.1%であった。2000年以降（2000年以降合併した自治体はそれ以降）の各自治体の人口数の推移は、「減少傾向にある」が59.5%で最も多かった。人口動向の具体的内容については、「高齢化」（93.3%）が最も多く、次いで「未婚化・晩婚化」（79.3%）、「独身若年層の転出」（72.6%）であった。

将来の人口数については、「増加が望ましい」と考える割合が67.9%と高く、「維持が望ましい」が28.1%と続き、「減少が望ましい」と考える人の割合は0.4%であった。人口増加もしくは維持が望ましい理由は、「地域経済の活性化のため」（25.1%）、「財政安定のため」（23.4%）、「少子化状況の克服のため」（19.3%）であった。

2000年以降の各自治体における地域環境の変化の具体的内容としては、「産科のある医療機関の減少」（12.3%）が最も多かった。各自治体の2000年以降の出生率の状態は、「低下傾向にある」割合が57.1%で最も高く、「横ばいで推移している」

が33.8%と続き、「上昇傾向にある」は5.8%であった。結婚行動の変化と夫婦の出生行動の変化について、自治体の出生率の状態が「低下傾向にある」と回答した自治体の考えをたずねた結果、結婚行動の変化の原因（3つまで複数選択）として最も選択率が高いのは、「生き方・ライフスタイルの多様化」（24.2%）、次いで「結婚すべきという規範の緩和」（16.0%）、「若年者の雇用不安定化」（15.0%）、「女性の雇用就業率の上昇」（12.8%）であった。一方、夫婦の出生行動の変化の原因（3つまで複数選択）として最も選択率が高いのは、「教育費支出の増加」（21.5%）、次いで「生き方・ライフスタイルの多様化」（15.0%）、「子どもを持つべきという規範の緩和」（14.2%）であった。

次世代育成支援対策の中で、現在最も実施率の高い支援対策は「子どもの医療費助成」（95.3%）で、次いで「一時保育事業」（78.6%）、「幼稚園授業料等の負担軽減措置」（71.0%）であった。さらに、「公立の認可保育所での延長保育」（61.7%）、「私立の認可保育所での延長保育」（60.0%）がそれに続き、過半数を超えていた。これら具体的な支援対策の有効性について6段階で評価すると、有効度が最も低い「有効でない」（レベル1）と回答した割合が最も高かったのは、「認可外保育所への補助」（11.1%）であった。一方、有効度の最も高い「有効である」（レベル6）と回答した割合が最も高かったのは、「子どもの医療費助成」（39.2%）であった。有効レベル1～3を含む『有効でない』割合が最も高かったのは、「お見合い事業」（56.2%）、「ファミリー・フレンドリー企業の認定・表彰」（55.4%）、「ファミリー・フレンドリー企業への経済的支援」（52.4%）、「認可外保育所への助成」（48.7%）、「出産祝い金の支給」（46.2%）であった。一方、有効レベル4～6を含む『有効である』割合が最も高かったのは、「子どもの医療費助成」（93.0%）、「一時預かり（一時保育）」（88.8%）、「延長保育（11時間超）」（86.0%）、「病後児保育」（76.5%）と続き、「不妊治療助成事業」（71.2%）、「幼稚園授業料等の負担軽減措置」（70.0%）や「病児保育」（69.7%）なども『有効である』とする割合が比較的高かった。

次世代育成支援対策として優先的に取り組まれる施策分野は、1位に「経済的分野」（30.1%）が最も多く、次いで「子育て分野」（22.5%）であった。2番目に取り組んでいる施策分野は、「子育て支援」（21.5%）、「教育分野」（20.7%）の割合が高く、さらに3番目は、「子育て分野」（22.2%）、「教育分野」（19.2%）の割合が高かった。

以上は、郵送法によるサーヴェイ調査であったが、本研究では埼玉県秩父市、岐阜県多治見市、そして東京都品川区にヒアリング調査も行った。わが国の自治体は、それぞれ固有の人口構造やそれに起因する人口問題を内包している。そうした状況に従い、次世代育成支援対策も自治体によって異なることになる。

秩父市における次世代育成支援対策行動計画の策定担当部署は、健康福祉部子ども課である。秩父市における行動計画の第1の特徴は、他の自治体と比べて、出産や育児に関する経済的支援が手厚いこと、地域ぐるみの子育てを重視していること、そして子育て中の母親を孤立させないための配慮が強く感じられた。

多治見市における行動計画は、出生促進策としての特徴は薄く、むしろ子育てに関する福祉の向上を主な目的として策定されている。児童館をはじめとする既存施

設の有効利用，地域ポイントカードとしてのぎふっこカードを用いた「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」，地域ボランティアによるファミリー・サポート・センター事業や一時保育事業，病後児保育の利用料助成，障害児の発達支援センターである「心身障害児通園施設」の充実などの特徴がある。

最後に東京都品川区では，豊かな財政を背景として，充実した子育て支援策が展開されている。子どもの医療費については，健康保険の自己負担分について，外来・入院を問わず，中学3年生になるまで区からの助成，私立幼稚園入園料補助金，不妊治療への区の上乗せ支援，超音波検査による妊婦健診の検査費や，里帰り出産のため区外で妊婦健診を受けた場合の健診費用に対しても助成が行われる。保育サービスについては，0歳児保育や夜10時までの延長保育，休日や年末にも子どもを預けられる休日保育や年末保育，病後時保育が行われている。さらに品川区の行動計画にはいくつかの先進的な取り組みがみられる。例えば，同区では幼保一元化を推進している。廃校となった小学校の跡地を利用して，幼保一元化施設と入居型の介護施設，そして地域住民の交流・活動施設を併設する複合型施設を建設し，子どもと高齢者が触れ合いながら育児と介護を行う試みがなされている。さらに子どもを犯罪等の危険から守るためのシステムである，「近隣セキュリティ・システム」を挙げることができる。品川区に居住する全児童は緊急時にSOSを発報できるPHS端末を配布されている。

このように，自治体ごとにそれぞれ置かれている人口構造上の問題，財政的背景などなど，次世代育成支援対策において大きな違いが存在し，ばらつきが生じている。わが国の少子化対策は，国レベルで論じられてはいるが，それに対する具体的政策の実行者は各自治体である。しかし，このように自治体にとっては，次世代育成支援は，経済的支出をとまなうものであり，人口の移入がない場合には，次世代が成長し納税してくれるまで赤字としての支出になることになる。東京都品川区のように人口移入もあり税収の安定している自治体と，そうでない自治体では，次世代育成支援策のもつ意味は大きく異なることになる。

#### A. 研究目的

住民にもっとも近い現場で次世代育成支援対策を実施している全国の市町村および特別行政区を対象として，人口や出生率の動向，実施している関連施策の内容等を質問し，「次世代育成支援対策に関する自治体調査」を実施した。これにより，今後の施策展開にあたって基礎資料を作成することを意図した。また，地域の人口動向と政策の関連や，次世代育成支援対策のあり方について分析・比較検証し，自治体にとっての有効な対策をとりまとめ，政策提言す

ることを目的とした。

#### B. 研究方法

「次世代育成支援対策に関する自治体調査」を2007年11月1日（木）～2008年2月29日（金）の期間に郵送法によって行った。全国1,798市町村と23特別行政区を調査対象として，発送数は1,821票であったが，返送された有効票は1,058票，有効回収率は58.1%であった。

また，本調査と同時に，埼玉県秩父市，岐阜県多治見市，ならびに東京都品川区に

対しヒアリング調査を行い、郵送法による自記的調査ではあられない、各自治体の実情の聞き取り調査を行った。

#### (倫理面への配慮)

個々人についての調査ではなく、自治体について現状の少子化に関する認識、現在の少子化対策についての状況、考え方、方向性、問題点などを質しているため、倫理上の問題は生じないと考える。

#### C. 研究成果

郵送調査については、基礎集計および、自治体の人口動向と次世代育成支援政策の有効性について多変量で分析をおこなった。またヒアリング調査については、その内容を要約し、報告書として作成した。

それらは、いかのように研究協力者によってまとめられている。

(1) 次世代支援対策に関する自治体調査：結果の概要（君島菜菜）

(2) 地方自治体の人口動向の規定要因と次世代育成支援対策事業の政策的有効度の分析（鎌田健司）

(3) 秩父市ヒアリング調査結果（福田節也）

(4) 多治見市ヒアリング調査結果（福田節也）

(5) 品川区ヒアリング調査結果（福田節也）

#### D. 考察

自治体における人口問題は、人口減退による、税収の減少と補助金の削減が第一の問題であり、第二に人口高齢化による財政支出の増大である。少子化対策、つまり次世代育成支援対策については、自治体にとって行動計画として行わざるを得ない問題ではあるが、財政的には支出のみの問題であり、それを行うことにより自治体に果

実としてもどってくるのは、20年後の問題となる。国家としては、少子化は喫緊の問題ではあるが、その対策を実際に行うべき自治体にとっては、次世代育成支援は簡単な問題ではない。

#### E. 結論

各自治体に次世代育成支援に関する行動計画を要望しても、それぞれの自治体にとって、そうした施策を実施に移行できる財政的裏付けがある場合には、効果をもたらすことになる。東京都品川区の例がまさにそれである。しかしながら、人口減退と人口高齢化に苦しむ自治体においては、既存に施設の有効活用ぐらいしか案がない場合もある。また、様々な育児子育て支援を実施しても、既婚者は二人の子どもをすでに有しており、未婚者が結婚をし、子どもをもつことにそうした施策が結びつくものではない。自治体への財政的補助の増加と、未婚者が結婚しやすくなるワークライフバランスなどを広範な総合的社会政策がもめられるようである。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

2008年6月の第60回日本人口学会での報告を予定している。

#### G. 知的所有権の取得状況

なし

## Ⅱ 少子化関連施策の効果に関する研究

主任研究者 高橋重郷 (国立社会保障・人口問題研究所)  
分担研究者 中嶋和夫 (岡山県立大学)  
分担研究者 佐々井司 (国立社会保障・人口問題研究所)  
分担研究者 守泉理恵 (国立社会保障・人口問題研究所)

研究協力者 大石亜希子 (千葉大学)  
大淵寛 (中央大学)  
北林三就 (国立社会保障・人口問題研究所)  
仙田幸子 (千葉経済大学)  
永瀬伸子 (お茶の水女子大学大学院)  
別府志海 (国立社会保障・人口問題研究所)  
増田幹人 (東洋大学)  
和田光平 (中央大学)  
新谷由里子 (武蔵野大学)  
矢嶋裕樹 (岡山県立大学)  
尹靖水 (梅花女子大学)

## 序章 少子化関連施策の効果研究

主任研究者 高橋 重郷

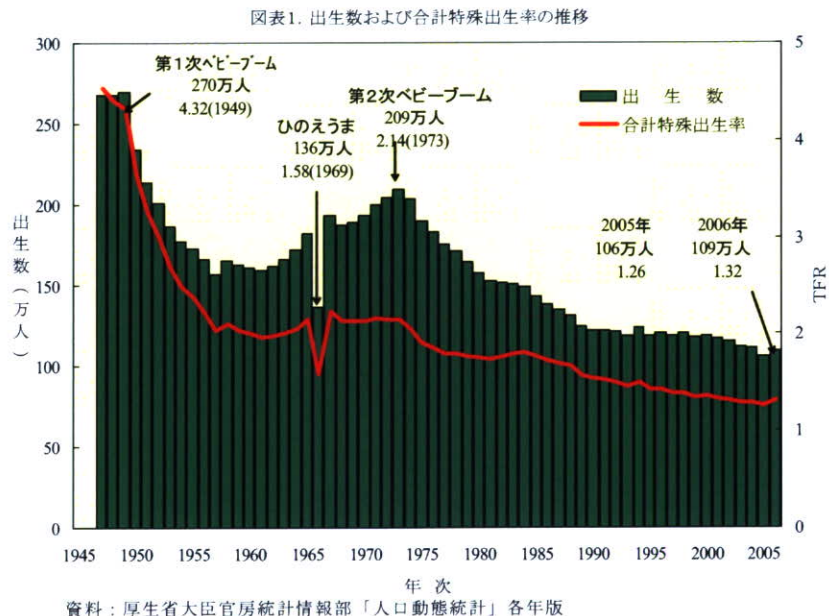
はじめに

わが国の出生率は、1970年代の半ばまで、長期的にみて人口の規模が安定的に推移する（＝静止人口）水準、すなわち人口置換水準（期間合計特殊出生率<sup>\*1</sup>でおよそ2.08前後）の出生率を維持していた。しかし、1973年のオイル・ショックの翌年にその水準を割り込み、合計特殊出生率は1973年の2.14から2.05へ低下した。1980年代中頃に一時的な反転上昇が見られたものの、その後も持続的な低下が続いた。出生率低下が続く中で、1989年の合計特殊出生率は1.57を記録し、それまで1966年に記録した歴史的最低値である「丙午

年の1.58を下回った。政府は出生率低下に対する強い危機感を示し、1990年8月に「健やかに子どもを産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を発足させ、「少子化対策」をスタートさせた。

1992年の1月には児童手当の

支給対象を第一子へと拡大する「改正児童手当法」を施行させ、同年4月には育児休業制度等を法制化し、少子化への施策対応がはかられた。そして、1994年には「エンゼルプラン」が策定され、緊急保育対策など5カ年事業（平成7(1995)～11(1999)年度が実施に移された。そして1999年末には少子化対策推進関係閣僚会議において「少子化対策推進基本方針」を策定し、平成12(2000)～16(2004)年度の少子化対策である新エンゼルプランを策定した。その後も「保育所待機児童ゼロ作戦」や「少子化対策プラスワン」



<sup>\*1</sup>人口学では合計出生率とも表記するが、本稿では、合計特殊出生率と表記する。なお、年次別の合計特殊出生率を期間合計特殊出生率、コーホート（世代）別に観察したものをコーホート合計出生率と区別するが、単に合計特殊出生率と言う場合は、期間合計特殊出生率のことを指す。

が策定された。しかしながら出生率の低迷は続き、政府は少子化の急速な進展をふまえ、2003年に「次世代育成支援推進法」や「少子化対策基本法」の立法化、2004年に「少子化対策大綱」を閣議決定し、従来の「子育て支援」政策から「出生率上昇」政策へとより積極的に少子化問題への取り組みを始めてきている。2004年12月には新新エンゼルプランとも呼ばれる「子ども・子育て応援プラン」が策定され、平成17(2005)～21(2009)年度に講じる具体的な施策内容と目標が提示された。

合計特殊出生率は、そのような施策が強化されて以降もそれでも統計的に明らかな改善の兆しが見られず、2005年には人口動態統計史上最も低い1.26を記録した。そして2006年現在ではやや上昇し1.32の水準にある。

こうした1990年代から行われてきた少子化対策については、国や地方自治体、企業などの様々な段階で取り組まれている少子化対策について、その政策の効果を評価し、より一層効果的な施策展開の必要性が求められている。たとえば、少子化対策として実施されている児童手当などの現金支給によって出産・子育ての機会費用(子どものコスト)の低減を図ることがどの程度出生率上昇に有効なのか、あるいは、保育施設などの両立環境を整える現物支給を通じた対策を推進するのが有効なのか。あるいは、税制をフランス政府が導入しているような「子ども除数(課税におけるN分のN乗方式)」のような制度を導入することによって少子化対策により一層の効果が高まるといった政策の及ぼす効果の検証が求められている。これらの個々の施策が及ぼす効果を計量的に把握することにより、より今後の的確な少子化対策推進に貢献することが期待されている。

以上述べた1970年代なかばから始まるわが国の出生率低下とそれに対する政策的対応との関係について、本研究関連分野の専門家を集め、専門分野の最新の知見を集約し、少子化対策の評価研究を通じて、少子化にかかわる厚生労働政策の推進に貢献することを目的として本研究を実施したものである。

本序論では、以下に出生率低下の人口学的な実態について簡単に要約し、そして続いて少子化現象の社会経済的背景要因について説明する。そして序論の最後に、平成19年度に本研究プロジェクトから得られた研究を要約することにした。

## 1. 出生率の人口学的動向

わが国の1970年代以降の出生率の動向については、すでに簡単には述べたが、より人口学的な特徴を把握して置こう。合計特殊出生率の時系列変化は既に図表1に示した通りで、1974年以降低下傾向にある。

この低下が女性の出生行動のどのような変化を伴っているのかをまず見ることしたい。図表2は、各年次別に出生順位ごとの合計特殊出生率を示したものである。黒い折れ線で示した年次推移が第1子の合計特殊出生率であるが、1970年から1973年ころにかけて、第1子の合計特殊出生率の水準は0.93程度あった。すなわち、女性の93%が第1子を産んでいたことを示している。合計特殊出生率の低下に準じて、第1子合計特殊出生率も1974年以降低下したが、1977年に0.8前後に達して以降、1984年ころまでのおおよそ0.8前後の水準にとどまっていた。しかし、1980年代半ばから再び低下し、1990年ころにおおよそ0.65前後の水準に達し、その後も緩やかな低下傾向がみられ、2005年現在で、0.62の水準にある。すなわち、第1子産んでいる女性は全女性の62%の水準



にあることを意味している。62%の余数である38%が子どもを一人も産んでいない女性の割合ということになるが、このデータが期間データであるため、直ちにコーホートのみにみた場合の生涯の子どもを持たない女性の割合であることを意味しない点に留意する必要がある。

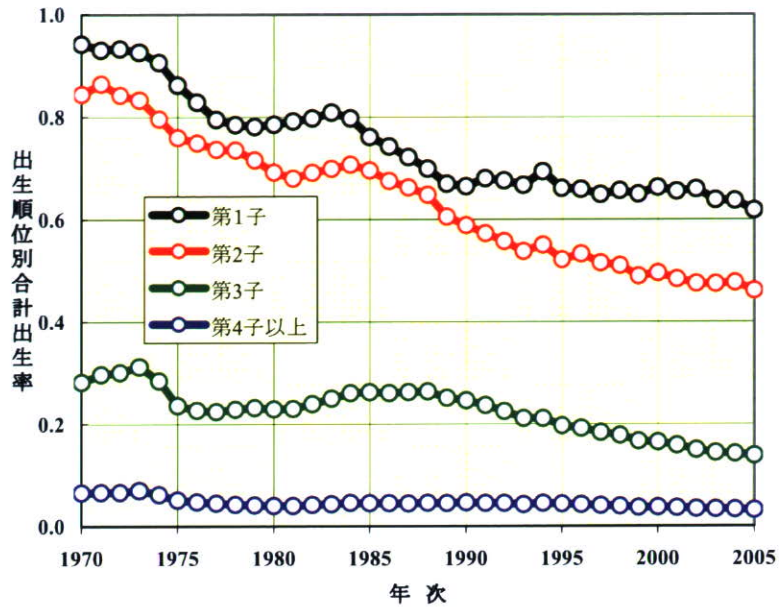
第1子合計特殊出生率の余数、すなわち1から第1子合計特殊出生率を差し引いた値が2005年に0.38に達した。この値の上昇の背景には、未婚率の上昇がある。こ

の余数に含まれる要素のほとんどは既婚女性のうち、子どもを持たない女性の割合（無子の既婚女性の割合）と未婚女性の割合によって占められる。日本の場合には出生児の98%は嫡出子(すなわち法的に婚姻関係を持っている女性からの出生で占められている)である。したが

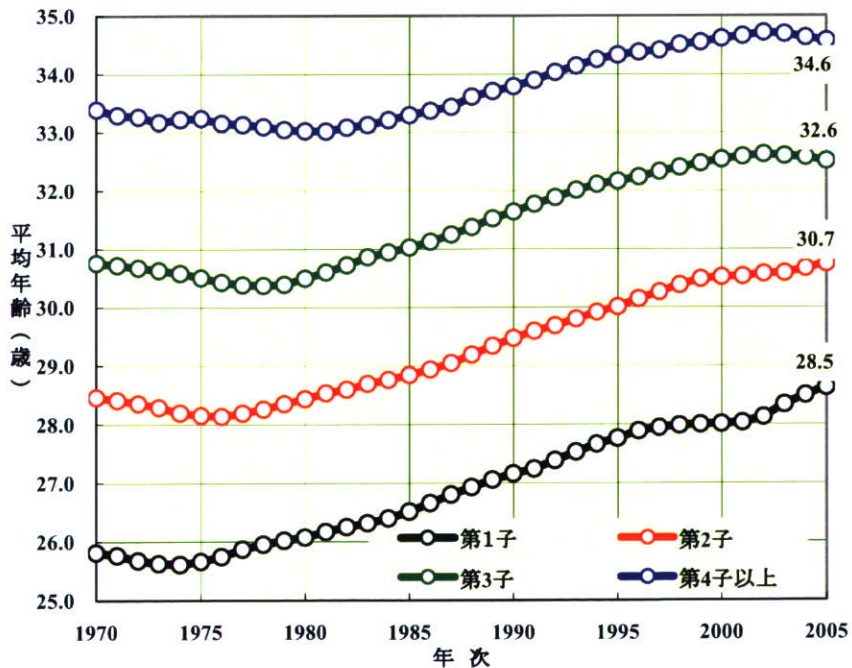
って、わが国の少子化、すなわち極めて低い水準への出生率低下過程には、未婚率上昇の及ぼしている影響が極めて大きいことを示している。

出生率低下の人口学的な特徴のもう一つの特徴は、出産年齢の上昇である。図表3は1970

図表2. 出生順位別出生率



図表3. 出生順位別平均出生年齢



年代以降の出生順位別平均出生年齢を示したものである。第1子の平均出生年齢は、1970年代の前半においては25.7歳前後で推移していた。ところが1970年代半ばより徐々に上昇を始め、1989年に27歳を超え、27.1歳になった。そしてその後も上昇を続け、1998年には28.0歳を記録し、2005年現在では28.5歳となった。高位の出生順位でも同様の傾向がみられ、第2子の出生年齢も1976年の28.1歳から1995年に30.0歳となり、そして2005年現在では30.7歳に上昇してきている。ただし、出生順位第3子や4子以上でも1970年代末から上昇がみられたが、2000年ころから上昇に頭打ち傾向がみられ、2003年以降では、むしろ出生年齢が若くなる傾向もみられる。出生順位でみた第3子以上の出生年齢に若返り傾向がみられるのは30歳台における高順位の出生に対する抑制があるのかも知れない。

女性の年齢別出生率変化の特徴は、このような出生年齢の遅延である。具体的に合計特殊出生率に占める30歳以上と35歳以上の年齢別出生率のシェアをみると、1970年当時では30歳以上の女性が占める割合が25.5%、同35歳以上が20.7%であったが、1990年には30歳以上の女性が38.0%と13ポイント上昇し、一方で35歳以上の女性のシェアは20.4%と1970年とほぼ同程度のシェアを示していた。しかしながら35歳以上のシェアは変化が無かったというよりも、1970年代以降の出生年齢の20歳台への集中化のために1970年以降、一旦は低下し、再び上昇する途上にあった。最近の2006年のデータでは、30歳以上の出生率シェアは51.8%に達しており、出生の過半数は30歳を越えて以降に生じている。また、35歳以上では、出生率の32.5%を占めている。現在の産科診療においては35歳以上の初産はハイリスク妊娠とされているが<sup>\*2</sup>、1980年代までは第1子合計特殊出生率の3%未満であったが、2000年に7%を越え、2005年には10%に達した。

いずれにせよ、1970年代半ば以降の出生率低下の人口統計上の特徴は未婚率上昇に伴う第1子合計特殊出生率の低下と出生年齢の高年齢化、すなわち晩産化である。ちなみに、20歳台後半の女性の未婚率は、1970年の18.1%から1990年に40.2%、そして2005年に59.0%に達している。

## 2. 少子化の背景要因

少子化の進展が、人口学的には、1990年代の前半までに見られた結婚行動の変化（未婚率の上昇）を主体とする、20歳代、30歳代の未婚率上昇による合計特殊出生率の低下と、1990年代以降に顕著となってきた結婚後の夫婦の産む子ども数の減少という複合的な要因によって、少子化現象が表れてきた。

このような未婚率の上昇や出生タイミングの遅れ（晩産化）は、当然の事ながら経済社会の大きな変化の結果、人々の結婚行動や出生行動に変化がもたらされ、いわゆる少子化現象を引き起こしてきた。したがって、少子化対策と呼ばれる一連の施策は、経済社会の大きな変化の何が、人々の結婚行動や出生行動に影響を及ぼして来ているのかを明らかにする必要がある。

少子化の背景要因に関する様々な研究をレビューするのは本研究の課題ではないが、

---

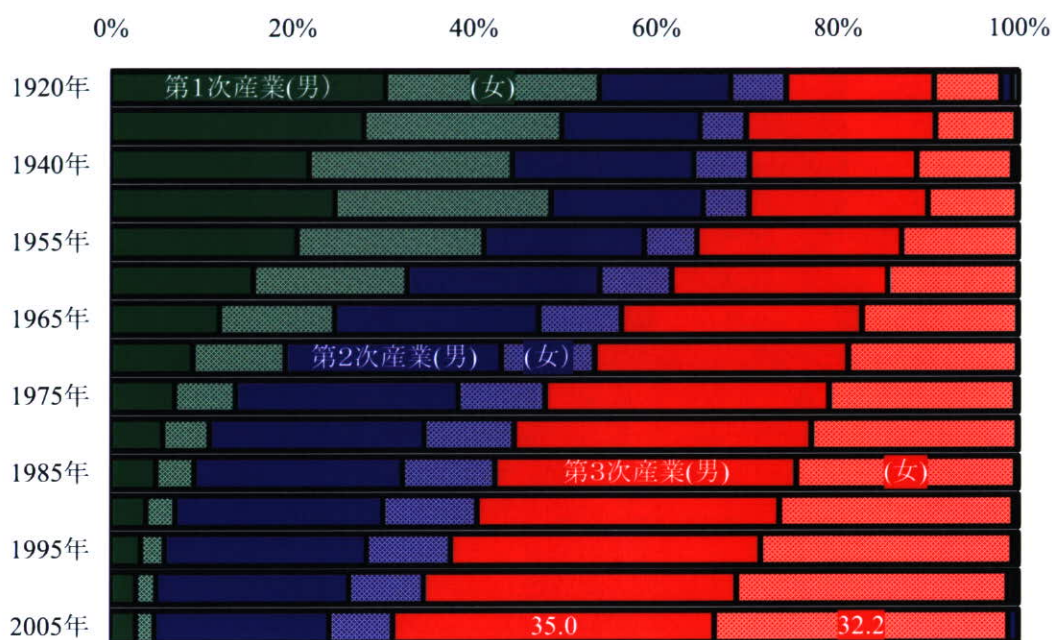
\*2 日本産科婦人科学会は35歳以上の初産を「高年初産婦」と定義している。

少なくとも施策的対応との関係で、次の観点を踏まえて置く必要がある<sup>\*3</sup>。

第一に、女性の高学歴化と女性への労働力需要（女性の雇用労働力化）の高まり、第二に、経済のグローバル化と女性と若者の働き方の多様化、第三に、男女関係の変容と伝統的性別役割分業意識の変化である。これら三つの観点はそれぞれ独立したものではなく相互に関連して、先進諸国が1960年代以降にほぼ共通して経験した変化である。

第一の変化は、女性の高学歴化と女性への労働力需要（女性の雇用労働力化）の拡大である。高度経済成長を通じて、日本の社会は製造業を基幹産業として経済成長が続いた。その間、人々暮らしは豊になり、地方から都市部への大規模な人口移動が起き、都市化が進行するとともに、主として男性を稼得者とする雇用労働力化が進行した。その

図表4. 産業別男女の就業者推移

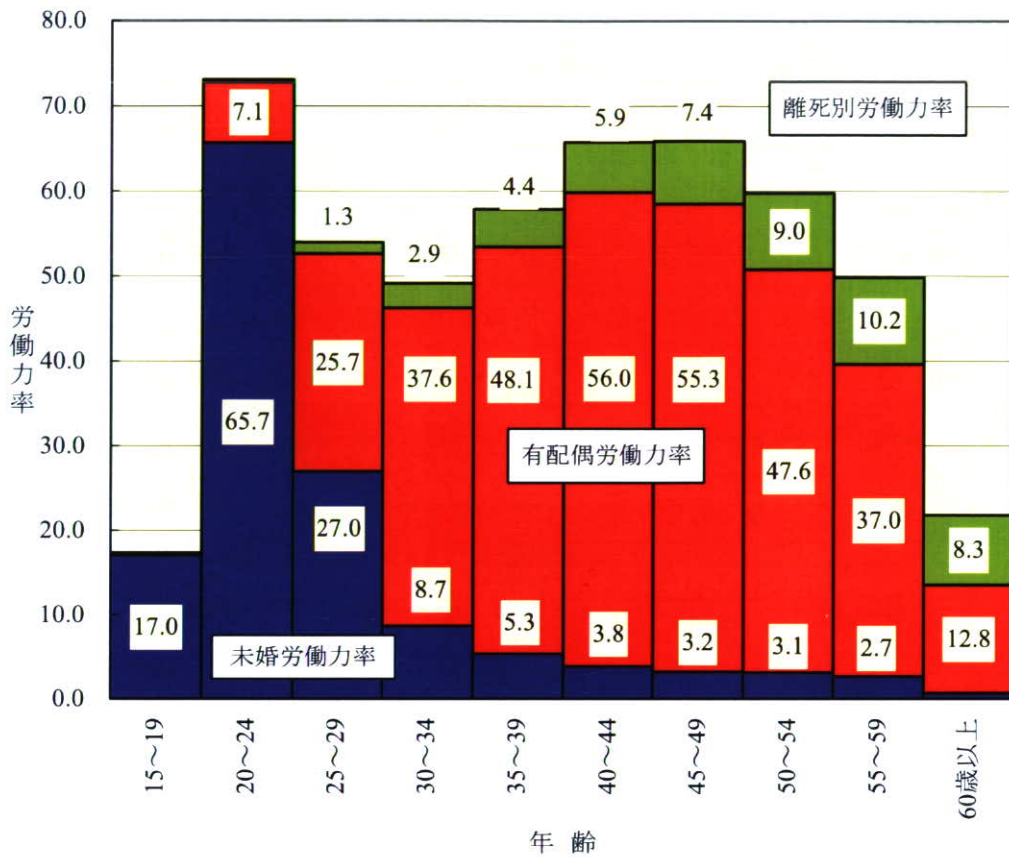


ような時期、なかでも男女の高学歴化の進行は顕著で、文部科学省の『学校基本調査』にもとづけば、1950年当時中学校卒業者の高等学校への進学率は、男性48.0%、女性36.7%であったが、1965年には男女ともおよそ70%へと上昇した。そして1975年には男女とも91%を越えた。つまり高度経済成長期の終わりには、男女ともに高校進学9割時代となった。そして、男女の短期大学・大学への進学率は、1970年当時では男性が29.3%（うち大学27.3%）、女性が17.7%（うち大学6.5%）であったが、1990年には男性で35.1%（うち大学33.4%）、女性で37.4%（うち15.2%）と進学率は上昇し、そして2007年現在では、男性が54.9%（うち大学53.5%）、女性が52.5%（うち大学40.6%）と、いまや男性の過半数、女性の4割が四年制大学へ進学する時代となった。そしてこのような高学歴社会の出現、すなわち人的資本への投資が広がった社会では、女性の社会進出を促し学卒後の就業行動を大きく変化させてきている。

\*3 日本の少子化については、次の書籍に人口学、人口経済学、人口社会学の観点から詳細に論じられている。大淵寛・高橋重郷編著『少子化の人口学』原書房、2004年

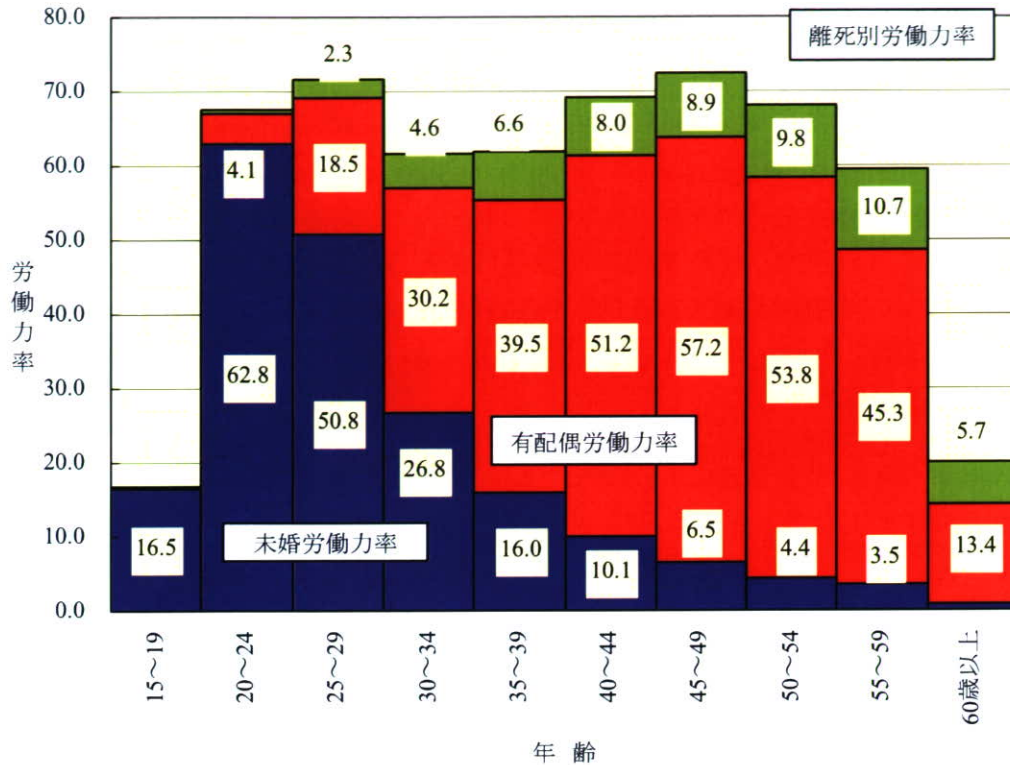


図表5-1. 配偶関係別労働力率、S60(1985)年



こうした就業行動の変化は、日本の高度経済成長期以降の産業構造の質的転換と密接に関連している。高度経済成長期においては、製造業を中心とする第二次産業とそれを支える第三次産業が雇用先の主体となっていた。そして、基幹産業の主要な働き手は男性で、性別役割分業、すなわち男性が仕事に特化し、女性が出産・子育てなどの家庭役割を担う構造が定着していた。しかしながら、1973年のオイル・ショック以降、日本経済は低成長期に入り、徐々に経済自体が重厚長大産業と呼ばれる製造業を主体とする産業形態から軽薄短小という製造業自身の変化、そして、経済のサービス化とよばれる産業の一大変革期を迎える。内需主導型の経済成長は、サービス経済の一層の発展であり、そのもとにおける女性労働力に対する高い需要を喚起し、女性の高学歴化というインセンティブを高めながら、女性の就業者数の拡大を生み出した。1975年当時の第三次産業の就業者は、すでに全就業者の51.8%を占めていたが、男性を100とする女性の比率は66%と男性就業者が多くを占めていた。しかし、2005年では、第三次産業の就業者は日本全体の67.2%を占めるようになった。そして第三次産業における男女の比率は男性を100とすると92%と第三次産業における女性の就業規模が格段に大きくなった。

図表5-2. 配偶関係別労働力率、H17(2005)年



少子化の背景要因の二つ目は、経済のグローバル化と女性や若者の働き方の多様化である。1980年代以降、世界経済は相互に強く結びつき、世界経済が市場原理の中で、大きく影響を受けるようになった。とくに1971年ニクソン・ショック以降の為替相場の変動相場制への移行、その後の円高不況によって、日本の産業構造は大きく変容した。1985年の9月に先進五カ国蔵相・中央銀行総裁会議において「ドル以外の主要通貨がドルに対して秩序立って上昇することが望ましい」とする合意、すなわちプラザ合意があり、それ以降、急激に円高に向かった。円高に向かったものの貿易黒字は拡大し、景気は内需主導型で急速に回復した。しかしながらその後のバブル経済とその崩壊により、1990年代を通じて、経済は低迷した。デフレ経済下における労働市場は、非正規雇用の拡大という、従来の典型的雇用形態であった正社員・終身雇用型の雇用形態から、期限付の有期雇用、短時間就業という多様な雇用形態が徐々に拡大してきた。多くの企業が、市場経済における競争が激化するなかで、価格競争にさらされ、人件費コスト圧力から雇用の多様化が促進された。

総務省が5年毎に実施している『就業構造基本調査』によって1992年から2002年の3時点いて25～29歳の有業者に占める非正規雇用者（パート、アルバイト、ならびに労働者派遣事業所の派遣社員等）の割合を男女別にみると、1992年が男性6.3%、女性21.1%、1997年が男性8.0%、女性25.5%、2002年が男性13.7%、女性35.6%と就業形態の非正規化が、男女ともに進行し、とくに女性の就業者の非正規化が顕著である。経済のグローバル化進展とともに生じた若者世代の、とりわけ女性の労働市場に置ける不安定



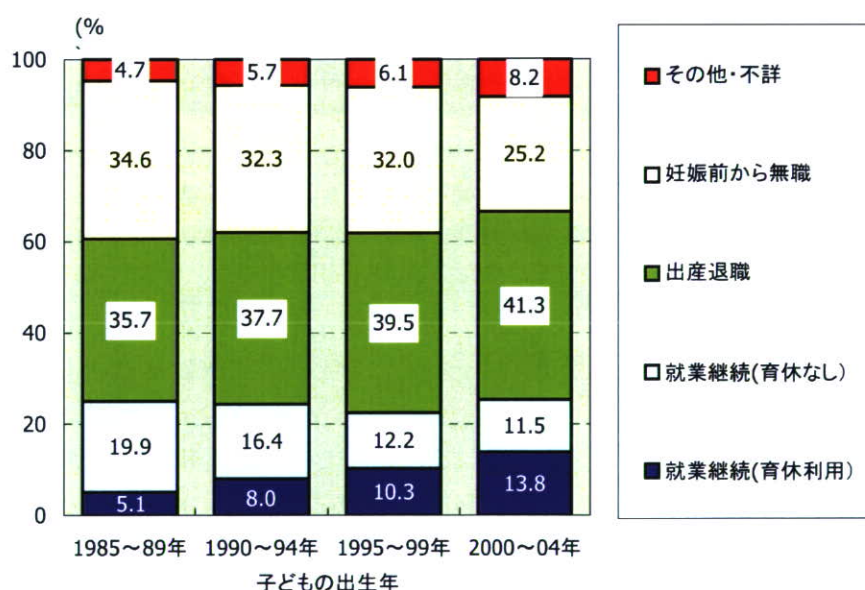
化は、先進諸国に共通なものである\*4。こうした家族形成期の若者世代の経済的不安定化は、結婚の延期や出生タイミングの遅れをもたらし、合計特殊出生率の水準を極めて低い水準に低下させる要因となる。

第三の背景要因は、これも社会経済変化の結果としてあらわれたことであるが、男女関係の変容と伝統的性別役割分業意識の変化である。1980年代に入って以降、学卒後の女性就業が進み、未婚女性の多くが長期にわたって就業継続するようになった。図表5-1と5-2には、国勢調査に基づいて計算した1985年と2005年の配偶関係別労働力率を示したものである。

1985年当時、女性の年齢別労働力率は20～24歳が最も高く、73.3%を示し、その多くが未婚女性によって占められ、未婚労働力率は65.7%であった。しかし、20～29歳では、女性の労働力率は54.1%と縮小し、未婚労働力率が27.0%、有配偶労働力率が25.7%と、20歳台半ばを境に大きく変化している。

ところが、2005年になると、20歳台後半の労働力率が高まり、71.6%を示した。他の年齢階層においても女性の年齢別労働力率には上昇がみられ、かつては30歳台のM字の底

図表6. 子どもの出生年別、第1子出産前後の就業経歴



と表現された出産・子育て期の年齢層の労働力率が上昇してきた。とくに顕著な変化は、20歳台後半の未婚の女性労働力率で、50.8%を示し、30歳台においても未婚の女性労働力率は26.8%を示している。

\*4 低出生率の要因として労働市場における規制緩和の進展が若者世代の所得や仕事の安定性に格差が広がったことが指摘され、特に東アジアにおいて最も深刻であるとの指摘がある (Peter MacDonald, 2007)。

Peter MacDonald, 2007 "Very Low Fertility: Consequences, Causes and Policy Approaches" paper presented to the 12th IPSS Annual Seminar: Lowest-Low Fertility and the Changes in Society and Family: Experiences of Europe and Policy Challenges of Japan, Tokyo, 12 December 2007.

このように現代の家族形成は、高度経済成長期のかつての時代のような、女性が親の経済の元で成長し、20歳台の前半の一時期に働き、20歳台の半ばに男性と結婚し、夫を主たる稼得者として家族を形成し、家庭内役割（＝出産と子育て、老親扶養）を女性が担うという性別役割分担型の家族形成の仕組みが、急速な女性労働力市場の需要拡大により成り立たなくなってきた。

女性の高学歴化と労働力市場の急速な変化の結果、結婚へのインセンティブ（内発的誘因）であった成人期以降の結婚による経済的な安定化機能は、むしろ未婚就業時における経済を失うという意味で、結婚そのものがリスク要因となってきたと考えられる。たとえば、国立社会保障・人口問題研究所の『第13回出生動向基本調査』の結果に基づけば、1985～89年に第1子を出産した母親の就業経歴を調べてみると、35.7%が出産退職、34.6%が妊娠前から無職で、就業継続は25.0%であった。そして、最近時の2000～05年では41.3%が出産退職、25.2%が妊娠前から無職、25.3%が就業継続であった。このように、1980年代以降の女性就業時代においても、第1子を出産を契機にして就業行動を中断し、労働力市場から退出する傾向は全く変化していない。

このように変わらない結婚後の出産・子育ての状況は、女性の仕事と家庭の両立を阻んでおり、意識面では男女の性別役割分業意識は大きく変わったが、一方では、実際の家族形成の場である家庭や企業社会においては両立が艱難な状況があらわれている。

少子化の背景要因には、とくに家族主義の強いスペインやイタリア等の南ヨーロッパや東アジアにおいて、出産や子育て、あるいは介護は「家族」で行なうものという規範意識が強いことが指摘されている。

以上みてきたように、少子化にかかわる社会経済的背景要因の変化は、経済のグローバル化の進行とともに、急速に進行してきた。そのようななかで、少子化対策は、すでにのべたように、1990年8月に「健やかに子どもを産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の設置から今日「少子化対策」と呼ばれる低出生率に対する一連の対策を開始した。阿藤（2005）は、少子化対策を理解するために家族政策の概念整理を出発点として議論している<sup>\*5</sup>。阿藤によれば、家族政策を出生政策との関係で分ければ①出生率向上の明示的（直接的）意図を持った家族政策、②出生率向上の潜在的（間接的）意図を持った家族政策、③出生率向上の意図をまったく持たない家族政策、となるとしている。そのうち①は、人口政策の一つである出生促進策と同義であるとしている。わが国一連の少子化対策は、阿藤によれば、「2000年頃までの政府の文書にはそのような意図（「出生（促進）政策」）を示す言葉は含まれてこなかった」と指摘し、②に相当するものであったと指摘している。そして、現在の「少子化対策」が出生促進策として明確化されたのは2003年に成立した「少子化社会対策基本法」ならびに同年の「次世代育成支援対策推進法」以降であると指摘している。

1990年代から始まる日本の少子化対策は、文字通り「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」から始まる、子育てに困っている人々への支援であり、保育所整備であり、出産と子育ての両立支援であった。しかしながら、現在のわが国出生率の極めて低い水

---

\*5 阿藤 誠「少子化と家族政策」大淵 寛・阿藤 誠編著『少子化の政策学』原書房、2005年、pp.33-58.

準にあり、働き方の見直しや、若者世代が家族形成しやすい社会の構築など、人口減少社会の到来を受けて、強力な家族・労働政策を必要とする段階にきている。

### 3. 本研究報告書の概要について

本研究報告書は、前節でのべた問題意識に従って、少子化の要因や少子化に関連する諸政策の影響効果について多様な観点から論じるとともに、本研究グループが長年調査してきた地方自治体について、少子化対策の展開状況をヒアリング調査し、また全国の地方自治体に対して行った質問紙調査の結果を取りまとめた。

本書の第Ⅰ部では、平成19年度の総括研究報告と分担研究報告を収録したが、第Ⅱ部では、この序論に続き、マクロ経済モデルに基づく出生率のシミュレーション研究とそのシミュレーション結果に基づく将来人口の試算を行い、家族政策ならびに労働政策が出生率に及ぼす影響効果を検討した。また、少子化に影響を及ぼしている諸要因を個別のテーマとして取り上げ、未婚就業、育児休業取得行動、子育てコスト、出産のタイミング、育児サポートの両親の精神的健康問題、地域単位でみた出生力に関する影響要因を検討した。それらにより、マクロの施策効果とともに個々の多様な少子化影響要因を検討した。

第Ⅲ部では、次世代育成支援対策を推進してきた自治体の対策状況をヒアリング調査と質問紙調査により検討した。本研究に参加している研究者は、自治体行動計画が策定される前から、地域における少子化対策の重要性を認識し、自治体における調査を実施してきた。それらの先行研究をホローアップし、現状における地域の少子化対策の実態を把握した。なお、あわせて次世代育成支援対策の変遷と現状についても整理した。

第Ⅱ部の研究内容を要約すると次の通りである。

第1章の増田論文では、「出生率の将来シミュレーションと少子化対策効果の分析」と題し、経済成長率や社会経済を支える社会経済要因変数と家族政策ならびに労働政策に関係する政策変数からなる連立方程式体系としてモデルを組み立て、それらを推定してわが国の合計特殊出生率（TFR）の将来シミュレーションを行った。またモデルは、38の内生変数と9の外生変数によって構成されている。なお、モデルにおける女性の就業状態や就労時間とそれが出生行動に及ぼす影響などの因果関係については調査データ等に基づく実証研究によって確認しながらモデルを構築した。また、本研究で用いた政策変数は、家族関連施策変数である保育所定員数（現物給付）、児童・家族関係給付費（現金給付の代理変数）と、仕事と生活の調和を図るための関連施策として考慮される労働政策変数である女子短時間就業率（週35-42時間就業率）、女子正規就業率（週35時間以上就業率）、女子非正規賃金（厳密には後者二つはトレンド変数で代理変数として定義している）の五つである。短時間就業率の上昇は労働時間の短縮、正規就業率の上昇は不安定就労の解消、非正規賃金の上昇は同一労働同一賃金の達成として捉えている。

経済成長率の上昇等の経済環境の改善には、家計所得の上昇を通じた出生率（TFR）を高める効果と女性の就業率上昇による未婚化の進展と夫婦出生率の低下によって低める効果の両方が存在しており、前者の効果の方が大きいことが確認できた。しかしながら、現在の就業時間や正規と非正規の就業構造などの現在の労働環境を固定したまま経済環境の改善が起きてもTFRを時系列で上昇させる効果はそれ程大きいものではなく、この点



から家族・労働政策という少子化対策の必要性が示唆される。

上記のモデルに労働政策変数と家族政策変数の影響を外生的に発生変化させて、少子化対策効果を反映するモデルとして将来の出生率を推定すると、政策変数を個別に変化させた際は TFR を上昇させる効果はあるものの出生率(TFR)は現状の 1.32 から 2030 年で 1.4 前後の水準にまで上昇するのみであることが示された。しかし、保育所定員数(現物給付の代理変数)、児童・家族関係給付費(現金給付の変数)と、労働政策変数である女子短時間就業率(週 35-42 時間就業率)、女子正規就業率(週 35 時間以上就業率)、女子非正規賃金の代理変数の五つのすべてを年率 2%で変化させる政策を実施すると 2030 年の合計特殊出生率は 1.57(経済成長率 0%を想定)から 1.61(同年率 2%を想定)の範囲に上昇すると推定される。

第二章の別府論文では、推定された将来の政策効果別に将来の合計特殊出生率のシナリオを作成し、人口学的出生率モデルによって年齢別出生率を推定した。これを用いて政策変数効果を政策効果のシナリオ別に人口推計を行い長期人口すう勢に対するインパクトの分析を行った。その結果、経済成長率が 2%で推移し家族政策と労働政策のすべてが年率 3%で変化した場合、現在の総人口規模は、2055 年に 73.1%の規模に縮小するが、経済成長も改善せず(0%成長)、政策変数も現状のままだと仮定すると、2055 年の人口規模は現在の 66.1%規模に縮小する。さらに、35 歳未満の年少(0~14 歳)人口と青年期(15~34 歳)人口は、すべての政策変数が年率 3%で改善する場合、現在の全人口に対する割合 38.2%から 2055 年に 33.4%、2105 年に 36.0%となる。一方、政策変数が現状のままであると、同割合は 2055 年に 27.5%、2105 年に 27.7%になるものと推計された。

家族政策ならびに労働政策の今後の合計特殊出生率に及ぼす影響効果は、本シミュレーションモデルによる検証の結果、保育所定員数等の家族政策変数や女子短時間就業率等の労働政策変数を個別に変化させた場合に及ぼす影響は相対的に小さいが、これらの変数を組み合わせ変化させると、合計特殊出生率への影響効果は大きくなる。そして、全ての政策変数が実行され政策効果が現れた場合、若年人口の全人口に対する相対的な割合は大きくなる。将来の労働力人口が縮小すると見られる現在、家族・労働政策による将来の労働力人口の供給力を高める効果は、極めて重要である。

今回のシミュレーション分析は、総人口の減少を抑止し、将来の労働力人口の供給の増大を示唆するものではない。なぜならシミュレーションから得られる出生率の上昇は長期的にみても 1.7 台へ回復するにしか過ぎず、人口置換水準の 2.1 水準には回復しないからである。しかしながら、家族・労働政策を推進することにより現在の出生率水準からみれば超低出生率状態を脱し、緩低出生率水準へ回復することを意味している。

第三章の仙田論文では、少子化の要因の一つである未婚者の家族形成・ライフコース研究の観点から少子化に及ぼす影響要因を、社人研の「第 11 回出生動向基本調査」の独身票のデータを用いて、未婚女性が実際になりそうだと考えるライフコース(予想ライフコース)の規定因を検討した。

多項ロジスティック回帰分析の結果、就業状況が予想ライフコースを規定していることが明らかになった。具体的には、ワーク・ライフ・バランスや勤務先セクターが影響している。観察された注目される結果は、ワーク・ライフ・バランスの影響である。ワーク・ライフ・バランスが取れていないとき、非婚を予想する確率を高めるという傾向

が見られた。ワーク・ライフ・バランスは結婚意志に影響する。また、理想のライフコースと異なる予想ライフコースを持つ場合について、どのような要因が影響しているのかを検討したところ、ここでもワーク・ライフ・バランスが影響していた。具体的には、(1)理想のライフコースは両立なのに、予想ライフコースが両立以外の場合、(2)理想では結婚意志があるのに、予想ライフコースが非婚となる場合、(3)理想では子どもを持ちたいのに予想ライフコースが子ども無しになる場合、を検討した。結果として、両立が理想の場合、ワーク・ライフ・バランスが取れていれば、両立を予想する傾向が見られた。ワーク・ライフ・バランスが取れているとき、非婚を予想しない傾向が見られた。さらに、ワーク・ライフ・バランスが取れているとき、子どもを持つことを予想する傾向が見られた。

この分析から明らかになったことは、ワーク・ライフ・バランスのありようが個人の結婚・出生・両立意志に影響しているということである。本来、個人の選好であるべきところの結婚意志、仕事と家庭の両立意志、子どもを持つか持たないかの意志が、ワーク・ライフ・バランスという仕事環境によって規定されている。仕事のために私生活が犠牲になるというワーク・ライフ・バランスが取れていない状態は、結婚、出産、両立を予想しにくくさせる。ワーク・ライフ・バランスの取れる働き方を保障する仕組みを整える必要がある。たとえば近年導入が検討されているホワイトカラー・エグゼンプションもこの点に十分配慮したものであるべきである。また、勤務先セクターも予想ライフコースに影響を与えていた。勤務先セクターが公的セクターであることはDINKSと両立を予想する確率を高める。公的セクターは相対的に仕事と家庭の両立を図りやすい就業環境であると指摘されることが多いが、結婚しても子どもを持たないライフコースを予想する確率も高めている。この点は従来あまり指摘されていない。今後その要因を検討することも必要であろう。

第四章の守泉論文では、「有配偶女性の就業行動の変化と出産の機会費用：1992～2002年」と題して、1992年、1997年、2002年の就業構造基本調査のデータを用いて、3時点でのさまざまなクロス集計により、有配偶女性の就業率上昇の中身をより詳細に探り、マイクロデータを用いた子どもを持つことのコスト、つまり出産の機会費用推計を行った。これは、多変量解析により「標準的な」有配偶女性の年齢別就業経歴を作成し、それに基づいて出産の機会費用を計算するというものである。無子女性に比べて有子女性の生涯所得がどのくらい減少するか推計することで、子どもを持つコストを詳細に分析することができる。

現在の日本では有配偶女性の非正規就業が増大していること、有配偶女性の標準的な就業経歴は90年代から変わらず再就職コースであることが見出された。これは、マクロ経済環境の変化（グローバリゼーションに伴う国際的なコスト競争の激化により、人件費の削減圧力が強まって非正規雇用が増大したこと）と、有配偶女性の非正規就業指向が強いことがその背景にある。こうした状況を踏まえ、機会費用の推計を行ったときにポイントとなっていたのは、正規職と非正規職の賃金差の問題である。日本では、正規職に比べて非正規職の賃金が非常に低いため、子どもを持った女性が標準的な就業経歴（非正規再就職パターン）をたどった場合、近年ほど結婚・出産の機会費用が拡大する様相を呈している。

非正規就業は、育児という時間集約的な労働を多く担い、夫という別の主要稼得者を持つ有配偶女性にとって、賃金が低くとも時間が自由になるという点で支持されている働き方である。日本では、子どもが小さいうちは母親の手で育てたいという価値観も根強く、これらを勘案すれば、正規職員の働き方がよほど大きく変わらない限り、今後も非正規就業を希望する女性の割合は大きく減ることはないと考えられる。そのため、機会費用の観点から出産のコスト軽減を考えたとき、当然正規就業を続けることがもっとも有効な対策であるが、一方で日本の現状に対する現実的な対応として、非正規就業者の労働条件の改善に力を入れることも有効である。本稿では44歳までの就業経歴のみ計算の対象としたが、実際は50歳代までパート就業を続ける女性は多い。出産退職して、子育て一段落後にパートについていた場合は、若い頃の正規就業期間より、パート就業期間のほうが長くなる女性も多いだろう。その意味でも、非正規職の賃金条件の改善は、出産の機会費用軽減、子育ての経済的制約の軽減に効果を発揮するだろう。

第五章の大石論文では、「育児休業取得行動についての研究」と題して、育児休業取得と取得期間の決定要因を個人個人の人的資本との関係から検討した。

文献サーベイから明らかになった点は以下の通りである。

まず、これまでの育児休業取得行動に関する分析は企業や事業所単位のデータに基づくものが多く、どのような属性を持つ個人が育児休業を取得しているのかを分析したものは少なかった。個人のデータを使用した研究においても、多くの場合、調査時点での個人属性に基づいて分析がなされており、育児休業を取得するかどうかの意思決定時の属性との間にズレが生じている。さらに、最近に至るまでの制度改正がどのような影響をもたらしているかを明示的に分析することも従来は困難であった。

代表的な研究では、機会費用の高い女性ほど育児休業を取得せず、取得した場合も休業期間が短いとするものがある一方で、高い女性ほど育児休業を取得する傾向にあるという研究もあり、相反する結果となっている。

本研究で社人研の「第12回出生動向基本調査・夫婦調査」を用いて分析したところでは、高学歴、大企業勤務、専門職など人的資本が多いとみられる場合に、出産後も就業継続する確率が高く、また、育児休業の取得確率も高いことがあきらかになった。また、最近出産した母親ほど、他の要因をコントロールしたうえでも、育児休業を取得する確率が高い。

育児休業期間については、制度拡充は必ずしも休業期間を長くとる方向に影響していない。これは、取得する女性の多くが子どもが満1歳まで休業する傾向が強いためである。ただし、管理職や販売サービス職に就いている場合には、有意に休業期間が短い。これは社内外との密接なコミュニケーションが不可欠な職種であるということが影響しているのではないかとみられる。

『出生動向基本調査』のデータは、調査時点での就業状態だけでなく、就業履歴をある程度、回顧的に把握することができるので、こうした情報を利用して既存研究と同じ枠組みの分析を発展させることができた。

正規就業する女性の中では育児休業制度拡充の影響が観察されるものの、多数の女性は妊娠する前の段階で非正規就業になっている。今後は、こうした非正規就業の女性たちの育児と仕事の両立を図ることが政策課題になるだろう。

第六章の北林論文では、「家計調査を用いた「子育てコスト」の把握の試みについて」と題して、少子化要因として極めて重要な要素と言われる「子育てコスト」の実際の計量化問題を検証し、新たな試みを示した。

少子化対策の一環として、世帯における育児に係る経費や育児自体の負担軽減を図ることを目的にかねてより、様々な負担軽減策が執られているところである。一方、育児に関し世帯が支出する経費に関しては、いわゆる「子育てコスト」として扱われているところでもあるが、このような経費に関し、実際に支出を行った世帯を対象にした全国規模での時系列に関するミクロ面からのデータ把握については、必ずしも十分なものがあるとは言い難かったところである。

このため、今回、世帯の支出に関する調査として、家計調査の入、支出データを用い、「子育てコスト」に関する実支出世帯に関する世帯データ把握の試みとして、「保育所費用」、「幼稚園」、「医科診療代」に関し、実際に支出を行った世帯を対象にした入、支出に関するデータ系列を集計し、これらに関する負担軽減策が世帯に対し、実際、意図したとおりの影響を与えているのかを考察した。

今回確認できた範囲では、支出対象世帯における支出負担は減少しており、少子化対策として実施されている各種施策は、おおよそ意図したとおりの影響を与えていることが、家計調査という普遍的な調査においてもうかがい知ることができた。

家計調査を用いることにより、普遍性のある整った時系列の「子育てコスト」に関する基礎資料となるデータ系列を得ることができた。これらを用いて、「保育所費用」、「幼稚園」、「医科診療代」の可処分所得に対する割合をみると、「保育所費用」が低下基調で推移する一方、「幼稚園」は微増傾向となるなど、以前とは両者の位置関係は逆転していることや、小学校未就学者がいる世帯では、「医科診療代」が低下していることが分かった。支出対象世帯における支出負担は減少しており、少子化対策として実施されている各種施策は、おおよそ意図したとおりの影響を与えていることが、家計調査という普遍的な調査においても知ることができた。

少子化対策の一義的な目的は、出生率の改善であるが、これについては、直接的に、あるいは即効性のある施策を執ることはできないため、施策としては、「子育てコスト」の負担軽減策のような周辺環境からの整備を図ることになるが、これらが世帯に及ぼす影響を計る上で、家計調査を用いることは十分有効であると思われる。

「保育所費用」、「幼稚園」の可処分所得に対する割合の推移をみると、両者の格差は開きつつあり、一貫した少子化対策としては、今後、保育所同様、幼稚園に対する支援策も必要になるとと思われる。また、保育所については、専業主婦による「一時保育」による事例が相当あるものと推測されることから、保育所については、更に保育条件を緩和し、地域の「子育て支援センター」としての性格をより強めることが必要になるとと思われる。

第七章の永瀬・守泉論文「女性をめぐる就業環境の変化と生活ビジョン、出産タイミングの変化」では、1990年代後半からの労働市場の変化に視点をあて、結婚・出産行動について2002年に調査された第12回出生動向基本調査を用いて分析した。

①若年の雇用市場の悪化は顕著である。初職が正規雇用は30-34歳層独身女性の初職の正社員比率が70%、独身男性の65%であったが、21-24歳独身女性の49%、独身男性